

2.2. パーム油の持続可能性に関する認証システムの概要

(1) パーム油に関する認証システムの特徴

パーム油の認証においては、生産認証と流通認証（Supply chain 認証：SC 認証）の2つの段階での認証が存在している。生産認証では持続可能な生産の実施に関する認証であり、SC 認証では製造・加工・流通の全サプライチェーンを通じ認証パーム油が川下企業まで受け渡されるシステムの確立に関する認証となる。SC 認証においては、最終製品が出来上がるまでの工程において、SC 認証製品の所有権を持つ組織全てが認証を取得する必要がある。

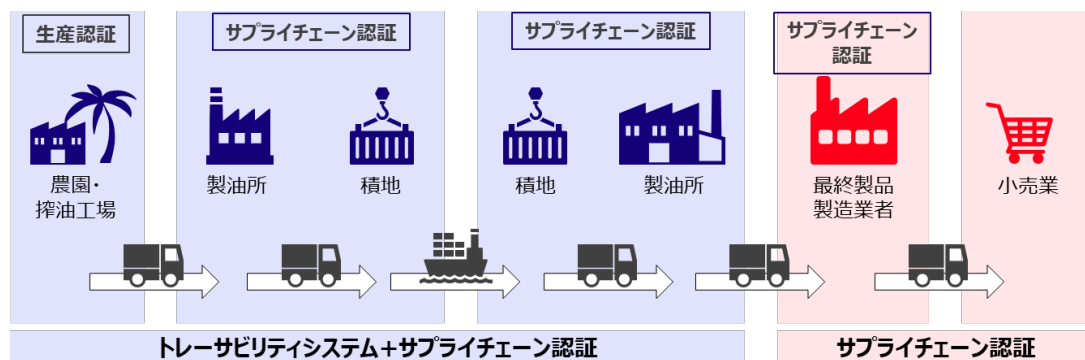


図 2-10 パーム油の認証システム

パーム油の SC 認証は、RSPO 認証における制度設計が進んでおり、以下の4つのサプライチェーンモデルが想定されている。B&C 認証は他の認証と異なり、RSPO 認証制度の枠の外にあり補完的な取組として位置づけられている。英国の油脂会社で、RSPO 創設に関与した Aarhus Karlshamn UK Ltd の子会社である Book&Claim Ltd 社が RSPO の承認の下で管理運営を行っている。

表 2-4 SC 認証における区分

認証名	略称	概要	トレイサビリティ	調達価格
Identity Preserved	IP	認証された単独の農園から最終製品製造者に至るまで完全に他のパーム油と隔離され、受け渡される認証モデル。生産元の農園を特定可能	◎	高額
Segregation	SG	複数の認証農園から得られた認証油を、他のパーム油と隔離した状態で最終製品製造者に受け渡される認証モデル。100%認証製品であることが保証される	○	
Mass Balance	MB	製造過程で認証油と非認証油が混合される認証モデル。最終製品中には非認証油も含まれているが、パーム油中の認証油の割合について管理されており購入した認証油の量については保証される	△	
Book& Claim	B&C	認証油のクレジット取引であり、他の 3 つの方式とは異なり物理的な認証油の取扱いとは伴わない。認証油のサプライチェーンが未整備で調達困難な場合にも認証製品の入手が可能となる	×	安価

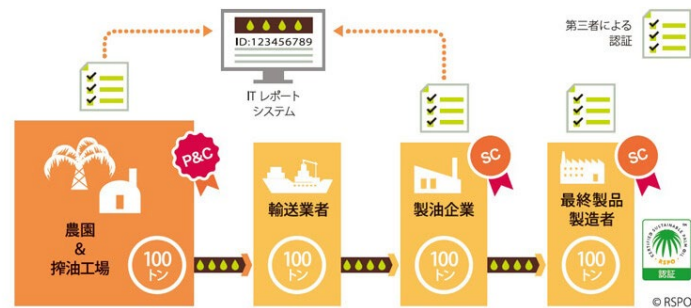


図 2-11 IP 認証パーム油の製品フロー¹⁵

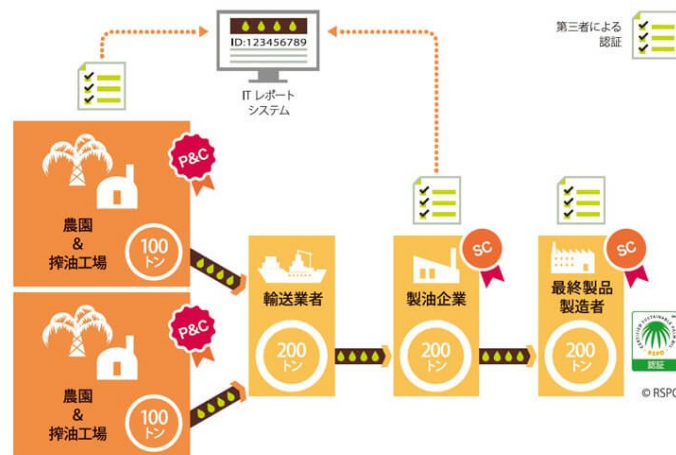


図 2-12 SG 認証パーム油の製品フロー¹⁶

¹⁵ WWF 「RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）認証について」
<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3520.html>

¹⁶ WWF 「RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）認証について」
<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3520.html>

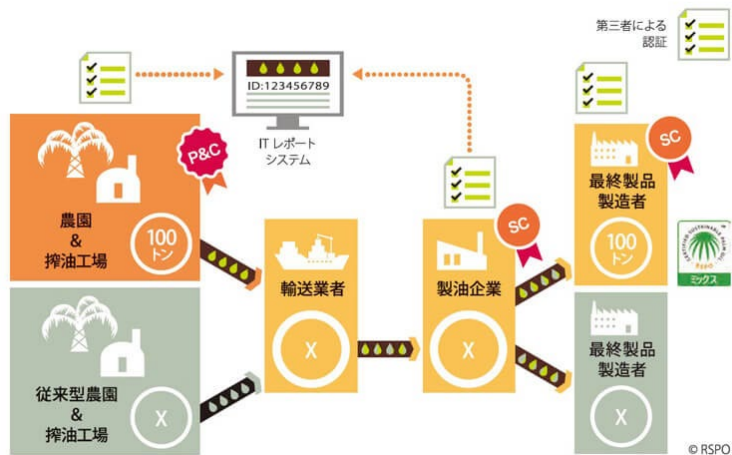


図 2-13 MB 認証パーム油の製品フロー¹⁷

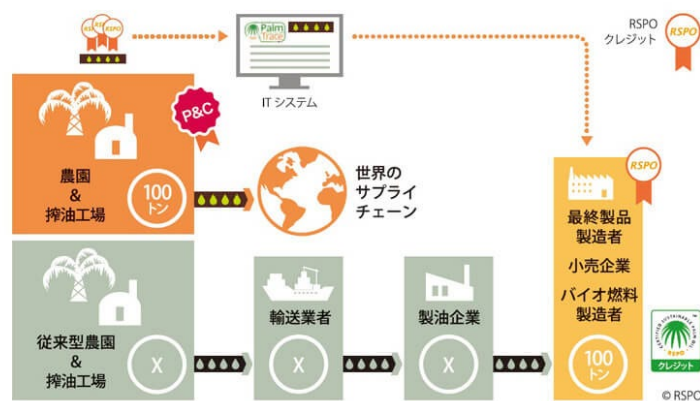


図 2-14 B & C 認証の購入フロー¹⁸

パームはエネルギー、食品等様々な用途で用いられており、複数の認証制度が存在している。エネルギー用途における認証制度としては、ISCC、RSB、RSPOなどが広く用いられている。日本においても、2017年改正FIT法においてバイオマス発電の原料として用いFIT電源として申請を行う場合、RSPO認証を取得した原料の利用が求められ、IGまたはSPで管理されたものののみ使用可能である。また、エネルギー分野においては、欧州においてパーム油に関し燃料の原材料として持続可能性について“ハイリスク”という評価が下された。この点に関し、マレーシア・インドネシア政府が意義を唱えている。

¹⁷ WWF 「RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）認証について」
<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3520.html>

¹⁸ WWF 「RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）認証について」
<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3520.html>

表 2-5 エネルギー用途のパーム製品に活用されている主な認証制度

認証名	ISCC	RSB	(参考) RSPO
正式名称	国際的持続可能なカーボン認証	持続可能なバイオ燃料の円卓会議	持続可能なパーム油の円卓会議
成立年	2010	2007 年	2004 年団体成立 2005 年認証基準斉成立
認証主体	登録された団体による	登録された団体による。	登録された団体による。
認証対象	EU 域外のバイオ燃料。 バイオエネルギー、食品、 飼料、化学品等 ※ISCC-EU は EU 域内の バイオ燃料のみを対象とする	バイオ燃料、バイオマテリアル バイオマスに関わるマルチ ステークホルダー	認定された持続可能な油 やし製品を製造・取り扱う マルチステークホルダー
備考	EU 域内で適用される ISCC-EU と、その他の 地域で適用される ISCC- Plus の 2 種類存在。		基準に基づいて認証評価を実施。基準は 5 年毎に改訂。認証評価も 5 年毎。

食品用途のパーム油については、3 種類の認証制度が広く知られている。民間企業が設立した RSPO と、生産国の政府主体で設立された MSPO、ISPO では制度設計が大きく異なる。MSPO、ISPO では、主要生産品であるパーム油の競争力担保のため、主に生産者の農法・管理方法の改善等に注力されている。小規模農家を含む国内の全生産者が認証基準を満たすことを目標としているため、多くの農民が遵守できるレベルから、段階的に基準を引き上げるという方法をとっており、国内生産者における認証取得率は非常に高い。国家施策として行っているため、農民に対しての認証取得費用は請求されない。また、認証取得によるプレミアム価格は現状設定されていない。生産者が主たる認証取得対象である一方で、MSPO においては現在 SC 認証の整備も行われており、トレーサビリティの観点も担保していく考えである。RSPO は会則のため法的拘束力がない（会員からの除名のみ）だが、MSPO は法的な強制力があり、国の定めた規則に従う必要がある（ライセンスの取り上げ）

RSPO は SC 認証とクレジット認証、MSPO・ISPO は基本的に生産者認証を設定している。MSPO は SC 認証を整備し国際的な展開に向けた実証段階である。

表 2-6 食品用途におけるパーム製品の認証制度

認証名	RSPO	MSPO	ISPO
正式名称	Roundtable on Sustainable Palm Oil (持続可能なパーム油の円卓会議)	The Malaysian Sustainable Palm Oil (マレーシアの持続可能なパーム油)	The Indonesian Sustainable Palm Oil (インドネシアの持続可能なパーム油)
成立年	2004 年 民間企業と WWF 等 NGO により設立	2013 年 マレーシア政府により設立	2011 年 インドネシア政府により設立
自主／義務	企業/生産者の自主的な取組	義務	義務

認証名	RSPO	MSPO	ISPO
認証対象	アブラヤシ製品を取り扱うマルチステークホルダー。	マレーシア国内のパーム生産者および加工業者	インドネシア国内のパーム生産者
認証製品の取扱方法	生産者認証を含む SC 認証 (IP,SG,MB)、およびクレジット	生産者認証 SC 認証の実証段階	生産者認証
会員登録費・認証費用の有無	有:認証取得者の負担	無	無
プレミアム価格	有:取扱方法によりプレミアム価格は異なる	無	無
現在の加盟・利用主体	主に大企業	小規模農家を含む生産者およびマレーシア国内企業	小規模農家を含む生産者

パーム油については、持続可能なパーム油に関する投資家作業グループ（The investor working group on sustainable palm oil）も結成されている。投資家目線では、特に人権保護、森林破壊の停止等が求められており、これらの認証制度においても主要な評価指標となっている。

① RSPO(Roundtable Sustainable Palm Oil)

RSPO は、正式名称を「持続可能なパーム油のための円卓会議（Roundtable on Sustainable Palm Oil）といい、パーム油に関わる 7 つのステークホルダー（アブラヤシ生産者、製油業/商社、消費者製品製造業、環境・自然保護 NGO、社会・開発 NGO、銀行/投資家、小売業）によって構成された非営利組織である。RSPO は 2002 年に、WWF の呼びかけに応じたパーム油産業に関わる Aarhus United UK Ltd.（英油脂企業）、Migros（スイス小売）、マレーシアパーム油協会、ユニリーバが一堂に会し、持続可能なパーム油に関する議論を始めたことから発展し、2004 年 4 月に「持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）」として設立された。

RSPO 認証制度のモデルは、ミグロ（スイス最大の小売業会社）によって生み出されたものである。自社の認証制度を作るきっかけとして、アブラヤシ産業の開発の構造に対する批判記事や、スイスでは破壊的な森林伐採がよく知られていたためと考えられている。パーム油のヨーロッパへの輸出は多くなく、森林伐採に大きな影響を与えるものではなかったが、あえて積極的に問題解決に対応する方針が策定された。この際、パートナーとして森林認証の事例で協働の経験があった WWF を選んでいる。次の段階として認証基準を広く普及するための標準化を目指した。認証の客観性の担保や、業界全体での危機感共有のために世界 3 大 NGO の WWF、グリーンピース、フレンズ・オブ・アースとともに 熱帯雨林破壊についての共同キャンペーンを実施し、普及を図った¹⁹。

¹⁹ <https://www.maff.go.jp/j/jas/attach/pdf/yosan-7.pdf>

【RSPO の8つの原則】

- ・ 透明性へのコミットメント
- ・ 適用法令と規則の遵守
- ・ 長期的な経済・財政面における実行可能性へのコミットメント
- ・ 生産及び搾油・加工時におけるベストプラクティス（最善の手法）の採用
- ・ 環境に対する責任と資源及び生物多様性の保全
- ・ 農園、工場の従業員及び、影響を受ける地域住民への責任ある配慮
- ・ 新規プランテーションにおける責任ある開発
- ・ 主要活動分野における継続的改善へのコミットメント

欧州では 2020 年までにパーム油を 100%RSPO 認証製品とするという目標が掲げられた。さらに、RSPO は会員企業に対し将来的に企業で取り扱う取扱パーム油を 100%RSPO 認証製品とするよう求めている。

現在、認証農地は 456 万 ha であり、世界のパーム油生産量の 18.9%を占める 1,400 万トンが RSPO 認証を受けている。

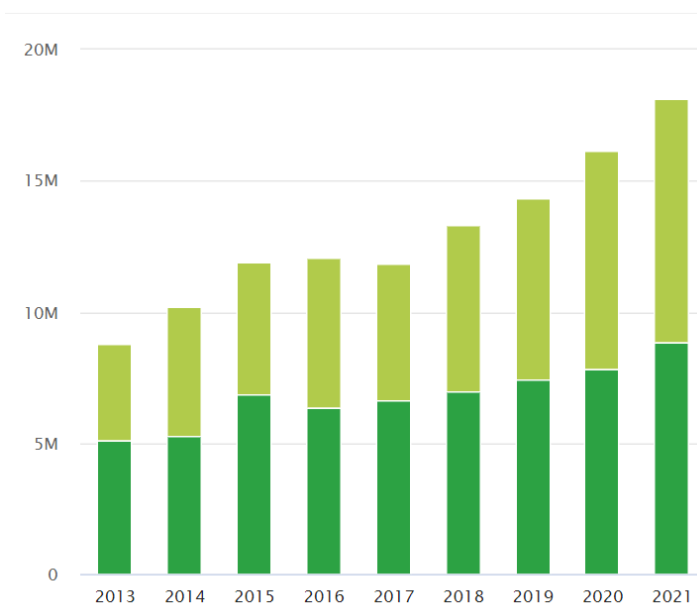


図 2-15 RSPO 認証製品量の推移²⁰

RSPO 認証においても、人権問題や環境問題への対応にあたり改善点は指摘されているが、3つの認証のうち最も厳しい認証基準を設けているとされ大企業での導入が進んでいる。RSPO 認証製品は購入に際し会員登録が必要である。会員登録費用や定期的な関西費

²⁰ <https://rspo.org/impact>

用、また認証製品にはプレミアム価格がついているため、非認証製品と比較し追加コストを払うこととなる。設立経緯や、費用の観点から現在も会員メンバーは大企業が多い。RSPO においては小規模農家の認証取得率が低く、そのアプローチが課題となっている。現在も小規模農家への普及に際し検討がなされている。

日本においても大手小売、消費財メーカー、NGO により設立された「持続可能なパーム油ネットワーク」(JaSPON) 等により、中小企業へのアプローチが積極的に行われている。

RSPO では、5 年に 1 度既定の改訂を行っている。前回の主要な改訂として、泥炭地の深度に関わらず新規開発の禁止、泥炭地に開発されたプランテーションが再植栽を実施する場合は、排出性評価を 5 年以上前に実施すること、森林地域の開発の禁止、二次林の伐採禁止が決定され、土地開拓の制限に重点が置かれた。さらに、人権・労働については、国が定める最低賃金を上回る水準の賃金を支払うことを定めた。次回の改訂は 2023 年を予定しており、次の基準の改定を見据えて、各ステークホルダーが意見を出していく段階である。

② MSPO(Malaysian Sustainable Palm Oil)

Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) 認証制度は、マレーシアの国家パーム油認証制度である。Malaysian Palm Oil Board (マレーシアパーム油庁、MPOB) が監督を行い、Malaysian Palm Oil Certification Council (マレーシアパーム油認証審議会 MPOCC) が運営している。そのほか、MPOCC はスキームの所有者ではあるが、認証プロセスから独立している。また国の認定機関である Department of Standards Malaysia (DSM) によって認定されている。MPOCC によれば、RSPO や ISCC 等の他の認証スキームと共存するものであるとされている。一方、プレミアムを要求するこれらの認証制度と異なり、MSPO 認証では、より安価で信頼性の高い持続可能なパーム油を世界に供給することを目指している。

すべてのパーム油生産者が認証を取得することが義務付けられており、2021 年 10 月時点では、マレーシアのアブラヤシ栽培の約 90%が MSPO 認証を取得している。マレーシアでは、パーム油関連のすべての事業免許は MSPO の認定を受けた者のみに発行されている。

また、生産認証だけでなく SC 認証にも取り組んでおり、マレーシアの 452 のアブラヤシ工場のうち、446 カ所 (99%) が持続可能性の認証を受けている。

MSPO は国家施策であるため国内生産者全体を巻き込むことが前提であり、初め多くの農民が遵守可能な指標を設定し、徐々に指標を高めていく方針であると考えられる。そのため、RSPO と比較し認証の基準が低いとの批判も多く受けている状態にある。

MSPO 規格は、5 年ごとに改定が行われる。次回の改訂について、2022 年 1 月 20 日から 2 月 19 日までの MSPO 認証スキーム文書の改訂草案に対するパブリックコメントを完了した段階である。

次回の改訂では、社会的要素、特に強制労働に関する国際労働機関 (ILO) の指標を取

り入れた労働、高い保全価値（HCV）の採用に関する環境的要素、アブラヤシの新たな開発のための締め切り日、新たな植林要求、腐敗防止システムとメカニズム、その他多くの要素が変更される見込みである。MPOCC では、次期改訂に際しパーム油に関する主要な論点である森林破壊の課題に対応しサプライチェーン全体の温室効果ガス計算（GHG）の導入と組み込みを目指しており、また、労働問題についても規制を具体化し基準の引き上げを図る見通しである。MPOCC では、その他の課題として、独立した小規模生産者、販売業者、および小規模中規模の土地の認証準備が重要と認識している。

パーム油栽培による森林開発の批判を受け、マレーシアでは MSPO の実施の他国家施策として 2021 年 1 月より「1 億年植林運動」を展開している。また、グローバル・フォレスト・ウォッチ（Global Forest Watch）の報告によると、マレーシアの一次林の損失は 2016 年の 185,000 ヘクタールから 2020 年には 73,000 ヘクタールへと、過去 4 年間連続で 60.5%減少している。持続可能なパーム油研究センター（Centre for Sustainable Palm Oil Studies）によれば、2015 年からの MSPO 認証制度の実施の効果であると分析されている。

土地開発等の環境課題および社会課題に関する MSPO 改訂の検討状況を下表に示す。

表 2-7 次期 MSPO の改訂に向けた草案(環境問題)²¹

	ドラフト MSPO2.0	MSPO2013(現行版)
高い保全価値 (HCV)	高保全価値(HCV):国、地域、または世界レベルで、生物学的、生態学的、社会的、文化的に非常に重要または非常に重要であると見なされるものとして、6つのカテゴリーを定義 HCV1: 種の多様性 HCV2: 景観レベルの生態系とモザイク HCV3: 生態系と生息地 HCV4: 生態系サービス HCV5: コミュニティのニーズ HCV6: 文化的価値観 MSPO 2.0 は、包括的な HCV、環境および社会的影響評価が新しい植栽または施設の前行われ、管理計画が実施され、監視され継続的な運用で定期的に更新される。泥炭地、海拔 25%/300m を超える地形/斜面、脆弱で周辺の土壌での新しい植栽/施設は、地域の法律で許可されていない限り回避される。	HCV については言及されておらず、高い生物多様性の価値(HBV)について言及:生物多様性の高い地域には管理計画が必要であり、国の生物多様性法に準拠して実施されない限り、生物多様性の価値の高い土地にアブラヤシを植えるべきではない HBV の構成は以下の通り a) 原生林。 b) 自然保護の目的を果たすために法律または関連する管轄当局によって指定された地域。 c) 国際協定によって認識されている、または政府間組織によって作成されたリストに含まれている、希少、絶滅の危機に瀕している、または絶滅の危機に瀕している生態系または種を保護するための領域組織。

²¹ 経済産業省バイオマス持続可能性ワーキンググループ資料「MSPO 認定スキーム」(2021 年 8 月 6 日)

	ドラフト MSPO2.0	MSPO2013(現行版)
燃 焼 の 停 止 (ゼロバーニング)	MSPO 2.0 は、法的枠組みで許可されている状況を除いて、野焼きを厳しく制限しています。火災を防止するための対応および緩和計画を確立する必要があります。	MSPO は、地域のベストプラクティスで特定され、病気の蔓延の重大なリスクについて関係当局から特別に承認されている特定の状況を除いて、廃棄物処理およびアブラヤシの栽培または再植林のための土地の準備に火を使用することを禁止。
森林破壊	森林破壊の明確に定義された要件はありません。 ただし、2019年12月31日以降、自然林、保護地域、高保全価値地域の転換は厳密には言及されていません。	MSPO は、生物多様性の高い地域には管理計画が必要であり、国の生物多様性法に準拠して実施されない限り、生物多様性の価値の高い土地にアブラヤシを植えるべきではないと述べている。
泥炭地	MSPO 2.0 は、泥炭地への新たな植栽は、現地の法律で許可されていない限り避けるべきであると述べています。また悪影響を最小限に抑えるために、適切で実行可能な保全対策を採用し、実施する必要があることを強調した指標	MSPOは、泥炭地管理のためのベストマネジメン トプラクティス(BMP)の実施を要求しています。MPOBは、州法が農業用に公告された泥炭地への 植栽を許可しているため、泥炭地のベストプラク ティスに関するガイドラインを作成しました。

表 2-8 次期 MSPO の改訂に向けた草案(社会問題)²²

	ドラフト MSPO2.0	MSPO2013(現行版)
差別	いかなる形態の差別や嫌がらせも禁止する組織は、人種、肌の色、性別、宗教、政治的意見、国籍、社会的出身、またはその他の際立った特徴に関係なく、機会均等と待遇を提供するものとする。	MSPO は、差別的慣行に関与または支援しないように求められている企業からのあらゆる種類の差別を禁止するこれらのポリシーは公開する必要があるが、標準では暗黙的に言及
強制労働	MSPO 2.0 は、「児童労働だけでなく、強制労働や人身売買された労働も使用されていない」と厳密に記述 強制労働または人身売買された労働の形態は使用されておらずすべての仕事は自発的であり、禁止事項は以下の通り: ・身分証明書またはパスポートの保持 ・法定採用料の支払い ・契約代替 ・不本意な残業 ・労働者の辞任の自由の欠如 ・解雇に対する罰則 ・借金による束縛 ・賃金の源泉徴収	MSPO は、強制労働の使用を禁止する労働法に準拠 子供や若者は雇用されたり搾取されたりしてはならない。最低年齢は、地方、州、および国の法律に準拠するものとする。子供による仕事は、家族の農場で、大人の監督の下で、彼らの教育プログラムに干渉しない場合に限る。子供は危険な労働条件にさらされてはならない。
児童労働	MSPO 2.0は、「児童労働だけでなく、強制労働や人身売買された労働も使用	成人の監督下で、教育に支障がない場合」に、家族農場での児童労働を許

²² 経済産業省バイオマス持続可能性ワーキンググループ資料「MSPO 認定スキーム」(2021 年 8 月 6 日)

	ドラフト MSPO2.0	MSPO2013(現行版)
	されていない」と厳密に記述。 さらに、子供は雇用または搾取されてはならない。 若者による仕事は、成人の監督下で許可され、教育を妨げない場合でも、危険な労働条件にさらされることはない。	可。
生活条件	MSPO 2.0 は、1990 年労働者の住宅およびアメニティの最低基準法（法律 446）またはその他の関連規制に従って、従業員とその家族に適切な生活条件を提供する。	MSPOは、居住可能で1990年労働者の住宅およびアメニティの最低基準法（法律446）およびその他の該当する法律に準拠した基本的な設備を備えた地区を提供する必要がある
三角雇用	MSPO 2.0 は、(1)に沿って実施される三角雇用の取り決めを提供する。具体的には、雇用条件は法的要件および ILO 基準に準拠する。 「組織は、三角雇用関係の場合に労働者の虐待がないことを保証する上で、基準 3 のすべての指標を満たさなければならない。最終的な責任/説明責任は主たる雇用主にある。」	三角雇用について言及無し

マレーシア政府およびマレーシアパーム油産業は、前述の通りパーム油関連政策に関する欧州連合（EU）の公開協議に継続的に対応している状況である。加えて、パーム油を原料とするバイオ燃料の輸入制限に関する WTO レベルでの欧州連合との紛争解決への対応も行っている。

また、米国では米国税関国境保護局（CBP）は、米国に輸出しているマレーシアのパーム油生産業者 2 社に保留解除命令（WRO）を発令した。MPOCC によれば、現在 WRO の解除に向けて、米国やマレーシアの関係当局間でも調整中とのことである。

③ ISPO (Roundtable Sustainable Palm Oil)

インドネシアでは、アブラヤシ農園は多くの農村地域の主要な雇用源であり、パームの取引は平均して年間 200 億米ドルの輸出収入をもたらしている。パーム油は最も重要な産業の一つであり、2015 年～2019 年までの農業省のロードマップにおいても持続可能なパーム油産業の重要性が記載されている。

ISPO では、農業者の技術・知識の底上げなど生産認証の整備に注力しており、現段階では SC 認証の整備には至っていないと考えられる。インドネシアにおいても小規模農家の割合は高く、インドネシアの総原油パーム油の 34%を占めている（（Department of Plantations、2015 年）。そのため、施策においても小規模農家への支援に重点が置かれている。インドネシア持続可能なパーム油国家行動計画（NAP）（Draft6.0,2017）では、2023 年までに 100 万人の小規模農家が土地認証を受け、150 万人の農業植栽証明書登録が目標とされている。また、スキル・知識不足の小規模農家も多く、認証された安価な苗の普及や、

苗木販売企業に対する検査体制の強化も目標とされている。そのほか、農業技術の普及など生産者への知識普及や技術向上など生産に関する項目が多くみられる²³。パーム油においては森林破壊も深刻な問題であるが、インドネシアは木材が主要産業のため、森林に対する対応は一時停止状態にあるのではないかという見方もある。

また、日本植物油協会へのヒアリングによれば、ISPO は現在日本とエネルギー用途の FIT 認可に関し認証制度として ISPO を認めるよう交渉している。

④ 認証比較

3 つの認証の比較では、持続可能性という観点で RSPO の基準を支持する団体が最も多い。3 つの認証では設けられている項目は概ね同様であるが、審査の基準や細目が異なっている。MSPO、ISPO が全農民を対象としたものであるため、基準の厳格さよりも認証取得のしやすさを優先しているという設立背景の違いによる差異も大きいと考えられる。

森林コミュニティにおける人権活動を行う Forest People による認証評価では、RSPO と比して MSPO、ISPO の持続可能性に資する項目に対する整備が進んでいないことを示している。RSPO においても、2013 年改訂版では小規模農家の取扱について課題視されており、2018 年改訂では小規模農家に対し RSPO の基準を変更することを決定し、3 段階のステップを経た認証取得制度が設計される予定である。

表 2-9 Forest People による認証評価(2017 年公表)

評価項目		RSPO (2013)	MSPO	ISPO
慣習	合法性	3	3	1
	慣習権	3	2	1
	土地保有研究	3	3	1
	参加型マッピング	3	1	2
	FPIC	3	3	0
	契約の交渉	3	3	1
	情報へのアクセス	3	3	1
	強制的禁止	3	2	0
小規模農家の 処遇	小規模農家の公正な扱い	3	0	0
	小規模農家のための公正な信用	1	0	0
	小規模農家の公正価格	3	0	0
	小規模農家の市場へのアクセス	1	0	0
社会・環境 セーフガード	社会開発	2	3	2
	HRDs(人権擁護家)の保護	1	0	0
	SEIAs(社会環境インパクト評価)	3	3	3
	参加型 SEIA	3	3	1
	食料に対する権利	1	0	0
	水に対する権利	2	0	0
	クリーンな環境に対する権利	2	2	1

²³ Indonesian Sustainable Palm Oil National Action Plan (NAP) Draft 6.0 July 2017

評価項目		RSPO (2013)	MSPO	ISPO
中核的 労働基準	労働条件と利益	3	3	1
	最低賃金	3	3	3
	自由な団体交渉	3	2	2
	児童労働の禁止	3	2	2
	奴隷労働の禁止	3	0	0
	第三者の契約	2	2	2
	アクセス可能な苦情処理メカニズム	3	1	0
	移住労働者の保護	3	0	0
性別と差別	差別の撤廃	3	3	3
	女性の保護	2	0	0
	セクシャルハラスメントの禁止	3	2	0
品質保証	品質保証手順	3	1	1
	独立した第三者検証	3	3	3
	認定者の認定	3	1	1
	保証者のライセンス	3	1	1
	監査中の正式な公開協議	3	1	1
課題解決策への アクセス	苦情処理メカニズム	3	2	1
	土地紛争	3	2	1
	不服申立ての手續	3	0	0
	オンブズマン型プロセス	1	0	0
	マルチステークホルダー・ガバナンス	0	0	0

(SC 認証)

RSPO と MSPO/ISPO の最も大きな違いの一つとして、SC 認証の整備の有無が挙げられる。SC 認証が整備されていない場合、確実に認証パーム油が最終製品に利用されているか不透明となるためである。現在 SC 認証が整備されているのは RSPO のみであり、MSPO は現在整備中で実証段階にある。

MSPO の SC 認証について、RSPO と同様の認証項目が整備されており、今後は輸出先への普及活動および審査基準の向上を行うとみられる。普及にあたり、MPOCC では現在 SC 認証の実証を終え、MSPO の SC 認証取得を促進するため、各国で MSPO 認証に関する説明会を積極的に開催している。現在、新型コロナウイルスの影響もあり各国との正式な契約は締結されていないが、中東・北アフリカ地域、南アフリカ、中国、東欧などの国家機関と協力し、加工施設に対する MSPO 認証を求めている段階である。マレーシア国内では、処理施設の 82.58%が MSPO SC 認証を取得している。

表 2-10 RSPO と MSPO の比較

大項目	中項目	小項目	RSPO	MSPO
SC マネジメントシステムへの要求	指針の策定・通知	策定	-	○
		従業員・サプライヤー・外注先・顧客等関係ステークホルダーへの通知	-	○
	SCCS 管理者の指名		○	○

大項目	中項目	小項目	RSPO	MSPO
	正確でオンタイムの記録の保管		○	○
	文書化された手順	・マテリアルフロー	○	○
		・組織体制	○	○
		・SC モデルでの手順	○	○
	内部監査	手順書の作成	○	×
		内部監査担当者についての規定	○	×
		一定期間での内部監査の実施	毎年	○
		是正措置の実施	○	○
リソースマネジメント	管理のレビュー		○	○
	一定期間での管理レビューの実施		○	○
	トレーニングスキルと経験を持った人材の従事		○	○
	トレーニング計画の策定		○ 年次見直し	○
トレーサビリティ	トレーニングの記録保持		○	○
	顧客との間でやり取りされる情報の種類	・販売者および購入者の名称・住所	○	△ 名前不要
		・適用できる SC モデル内での製品の特定	○	○
		・製品量	○	○
		・積み込み/運搬日	○	○
		・特定可能な数字を付与した関係する移送に係る書類	○	○
		・認証番号	○	○
		・認証の有効性証明	-	○
		・書類交付日	○	×
		・識別番号	○	-
	上記情報の記載		○	×
	受領サイトによる認証の有効性確認		○	-
	基準に適応しない製品の扱いに関して記述された処理・あるいは文書制定		○	○
SC モデル	IP		○	△ 定義による
	SG		○	○
	MB		○	○
	BC		○	×
	継続的会計システム		○	○
	固定インベントリ期間		○	○
外注	外注先での SCCS 認証基準への適合を確保する		○	×
	インプットする材料について所有権を保有する		○	○
	外注先と契約あるいは合意を結んでいる: 認証団体の監査の権利を規定する		○	○
	外注先での処理について、文書化された制御システムが存在する		○	○
	請負先の名前・連絡先の記録		○	×

大項目	中項目	小項目	RSPO	MSPO
苦情申し立て	認証基準で持続可能に管理されていることが認証されたアブラヤシ植林地からの MSPO 認証材を含む製品にのみクレームをつけること。		○	○
苦情処理	苦情処理のための手順を文書化して、実行すること		○	○
IT プラットフォーム	認証製品の生産と販売について、システム上に登録		○	○

また、持続可能なパーム油に関する投資家作業グループ（IWG: The Investor Working Group on Sustainable Palm Oil）により「森林減少禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」方針（(No Deforestation, No Peat, No Exploitation、以下 NDPE 方針））が策定されている。NDPE 方針に基づいた現在の評価「NDPE 方針に基づく主要なパーム油に関する認証基準の比較表」（2020 年 9 月）を下表に示す。

各認証制度では現在も改訂が検討されており、例えば公表されている草案では、MSPO で HCV に言及され対応策が設定される予定である。MSPO の次回の改訂では、強制労働に関する国際労働機関（ILO）の指標を取り入れた労働、高い保全価値（HCV）の採用に関する環境的要素、新規土地開発の制限、新たな植林要求が変更される見込みであり、これらの項目について下表の評価とは異なる

森林や泥炭地の土地開発については、MSPO や ISPO では例外規定があるが、RSPO では明確に規定されているため効果的な規定となっていると言える。植物油協会におけるヒアリングによれば、先住民の権利や最低賃金の遵守など同等程度の基準となっている項目もあり、児童労働については欧州と東南アジアで文化の違いが存在し、家族農の在り方が児童労働と規定されてしまう可能性も考えられる。

全ての認証制度において今後も改訂が重ねられていくことが予想され、各認証の改訂動向や顧客の求める認証に留意し、各企業が選択する必要がある。

表 2-11 NDPE 方針に基づく主要なパーム油に関する認証基準の比較表²⁴

	NDPE 方針	RSPO (2018)	MSPO	ISPO (2015)
1 森林減少禁止 (No Deforestation)	高い保護価値 (HCV)を持つ地域の転換禁止	○ 包括的な HCV-HCSA 評価に基づき HCV 地域を特定した上で、HCV 地域における新規開発を全面的に禁止している。特定された HCV は保全・改善される。	▲ HCV に言及なし。独自に定義した地域での開発を禁じてはいるが、定義の範囲が狭く、かつ、その地域を特定・評価する方法も HCV-HCSA 評価と比較して曖昧である。さらに、マレーシア国内の政策や法令に順守する形であれば開発可能となっている。	▲ HCV に言及なし。RSPO による HCV 地域の 6 つの定義のうち、一部についてのみ規定されている。
	高炭素蓄積林 (HCS)の転換禁止	○ 包括的な HCV-HCSA 評価に基づき HCS 森林を特定した上で、HCS 森林における新規開発を全面的に禁止している。(つまり、開発可能な土地は、低木地帯及び更地・開墾地のみである。)特定された HCV は保護・改善される。	✕ HCS 森林に言及なし。	✕ HCS 森林に言及なし。
	新規プランテーションや再植林の準備における火入れ禁止	○ 火入れの禁止を定めている。	▲ 火入れの禁止を定めているが、例外規定を設けている。	○ 火入れの禁止を定めている。
	既存のプランテーションに関わる温室効果 (GHG) ガスの段階的削減	○ 広い範囲において排出源・量を RSPO 指定の手法・ツールを用いて特定・評価すること、これに基づき GHG 排出量を最小化・削減する対策を行うこと、及びモニタリング・管理を行うことを求めている。	▲ GHG 排出に関する評価は求められているが、評価対象項目についての定めがない。また、要件となっている排出削減対策は限定的である。さらに、排出源・量の特定・評価・モニタリング・管理の方法について規定がほぼ無いため、有効性に疑問がある。	▲ 既存の農園での排出源を特定し、土地利用転換や廃棄物処理等における温室効果ガスの削減に向けた標準操作手順 (SOP) 及び文書の作成を求めているが、評価対象項目についての定めがない。

²⁴ パーム油調達ガイド (<https://palmoilguide.info/wp-content/uploads/2020/09/final.pdf>)

	NDPE 方針	RSPO (2018)	MSPO	ISPO (2015)
2 泥炭地開発の禁止 (No Peat)	深さに関わらず泥炭地の開発禁止	○ 2018 年以降、既存及び新規の開発地域両方において、深度にかかわらず泥炭地への新たな植林及びその他の開発を一切禁止している。特定された HCV は保護・改善される。	▲ 基準は法令などが許せば開発可能としている。(2019 年発表の MPIC 方針などで泥炭地における新規アブラヤシ農園は禁止となっているため、開発禁止である可能性はある。)	✕ 深さ 3m 以上の泥炭地である場合は開発不可であると規定されているが、この条件を満たさない泥炭地であれば開発可能となる。
	RSPO「泥炭地に所在する既存の農園の管理に関するベストプラクティス」の実施	○ RSPO「泥炭地に所在する既存の農園の管理に関するベストプラクティス」に基づく管理が要件となっている。具体的には、管理区域内の泥炭地域のマッピング、保全・管理、新規植林禁止、既存のアブラヤシ栽培の段階的廃止、火気の使用禁止、水位管理、土壌沈下の最小化、火災防止対策、表土の締固めに関する詳細な規定がある。	▲ RSPO「泥炭地に所在する既存の農園の管理に関するベストプラクティス」の要件の一部について規定があるが、極めて限定的である。また、規定が曖昧であるため有効性に疑問が残る。	▲ RSPO「泥炭地に所在する既存の農園の管理に関するベストプラクティス」の要件の一部について規定されているが、限定的である。
	可能な場合、泥炭地回復のオプションの検討	○ 管理区域内の未植林の泥炭地すべてを保全・回復すること、及び、既存の植林を長期的・段階的に廃止し回復することを要件としている。企業が所定の評価を行わずに泥炭地を転換していた場合は、是正・補償措置が求められる。	✕ 規定なし。	✕ 規定なし。

(2) 認証システムの手続き等

① 認証機関

認証機関については、3つの認証全てを担っている企業もある。RSPOの認証を行っている機関はMSPO、ISPOの認証も行っている。日本ではほとんどが監査機関のControl Union Japanによる監査を受けている。

② RSPOの認証取得手続

(会員登録)

RSPO認証の取得にあたっては、B&Cのみを利用する場合を除き、初めに会員登録が必要となる。会員は3種類から選択でき、それぞれ年会費や費用が異なる。

表 2-12 RSPO 認証の会員区分²⁵

会員区分	正会員 (Ordinary Member)	準会員 (Supply Chain Associate Member)	賛助会員 (Affiliate Member)
対象者	パーム油のサプライチェーンにおけるビジネスに関わる組織 (アブラヤシ生産者、製油業・商社、メーカー、小売業、銀行・投資家、環境NGO、社会NGO)	パーム油のサプライチェーンにおけるビジネスに関わるが、パーム油/核油/パーム油製品の取扱量が年間500トン※以下の組織 ※年間500トン以下であっても正会員としての登録は可能	<u>パーム油のサプライチェーンに直接関わりを持たない</u> が、RSPOの目的と活動に賛同する組織または個人
年会費	2,000€ ただし、小規模生産者グループ責任者 1,000-1,999ha: 1,000€、 1,000ha 未満: 250€、 小規模農家 500ha 未満: 500€	100€	250€
権利	- 総会及び作業部会のあらゆる会合への参加が可能 - 総会における投票権 - RSPOの全ての情報へのアクセス権 - 理事会への立候補権	- 総会のあらゆる会合への出席と参加(<u>投票権は持たない</u>) - 情報アクセス範囲は制限有	- 総会のあらゆる会合への出席と参加(<u>投票権は持たない</u>) - 情報アクセス範囲は制限有
義務	年次報告書(ACOP)の提出	年次報告書(ACOP)の提出義務無し	年次報告書(ACOP)の提出

また、B&Cの購入のみを行う場合、SC認証の取得は不要となる。グリーンパーム会員と

²⁵ <https://rspo.org/members/membership-categories>

なる必要があるが、入会費 500US ドルの支払のみで入会でき、すでに RSPO 会員である場合グリーンパーム入会費は免除される。

加盟申請にあたっては、組織概要、RSPO の推進計画、サプライヤーへの働きかけ、年間パーム油及び派生物使用量などについて申請書類を作成し、1 か月半程度の期間で審査する。申請書の受理および会費の納入後、パブリックコメントが実施され会員となる²⁶。

（生産認証の取得）

生産者認証の取得にあたっては、土地開発の制限や労働・人権問題に配慮する必要がある。管理文書の提出が求められ、公開文書には以下のような文書が含まれる。

- ・ 土地権原、利用権
- ・ 労働安全衛生計画
- ・ 環境や社会への影響に関する計画及び影響評価
- ・ 高い保護価値（HCV）についての文書・汚染防止及び削減計画
- ・ 異議及び苦情の詳細情報
- ・ 交渉手続き
- ・ 継続的改善計画
- ・ 認証審査報告書の公開サマリー
- ・ 人権方針

（SC 認証の取得）

IP、SG、MB の物理的管理を必要とする SC 認証製品を利用する場合、SC 認証を取得することとなる。自社工場での認証の取得のほか、SC 認証の取得にあたっては、原材料のサプライヤーも認証を取得している必要がある。認証取得において、第 1 のステップであり最も重要な部分は認証製品に係る範囲の特定である。認証製品の取扱が予想される工場を決め、管理が必要となる範囲の特定が完了した後、実際の審査に必要なシステム構築・書類作成と並行して、認証取得の申請を進めることが可能となる。範囲の特定にあたっては、拠点単位で管理が必要な範囲を設定することとなる。自社工場がある場合、原料倉庫や製品倉庫が関与する場合もある。また、自社工場から委託加工・委託製造を行う場合が多くあるため、実際にどの拠点が関わるか特定を行う必要がある。

パーム由来の製品の所有権を持つ工場については、認証を受ける必要がある。原料の所有権が移転するかで判断される。工場側が委託の際加工賃のみを払う場合には、委託先における認証取得は不要となる。管理に関する責任は工場が保有するため、サプライヤーに対する要求についての責任を持つのみにとどまる。一方で、委託先に一度販売し買い戻す場合、原料の所有権が移る形になるため、委託先においても認証取得が必要となる。

範囲の特定後、認証基準の要求に従い管理手順を作成する。情報管理の手法を整理し、数

²⁶「RSPO 認証取得手順について」WWF <https://www.wwf.or.jp/activities/upfiles/RSPO20150105.pdf>

量、流通先等の情報の正確性を担保するフローが適切に管理されているか等が監査される。加えて、サプライヤーからバイヤーに至るまでのトレーサビリティについて、認証要件を満たしているか、または次のサプライチェーン工程に必要な情報を必要な工程で渡すフローとなっているかどうか確認が行われる。

管理手順の作成後、管理システムの構築を行う。管理者の特定、必要文書の管理、手順の管理、内部監査、苦情があった際の対応方法について書類を作成する。

上記の工程について、内部監査も含めたオペレーションのシミュレーションを行い、レビューを実施した後、実際に現地での監査が行われる。審査に係る時間は範囲に含まれる拠点の数によるが、一般的に申請から審査まで約 3 か月、審査後認証発効まで 3 か月の計半年程度の時間を要する。

また、商社は別途ライセンスが用意されており、**Trader**（所有権を持ち、流通を行う）または **Distributor**（所有権を持ち物の保管は行うが、完全加工品のみを取り扱う）のいずれかのライセンスを取得することとなる。

③ RSPO の監査手続

システム構築の段階では、**MB** の場合には施設の分離が不要であるため、管理手順を作り上げるのみであり、施設の増設は不要となる。監査機関によれば、**SG** の場合大企業から要望が上がることはあるが、現段階で実現していない。

監査に係る費用について、審査の日数が増える場合には追加費用がかかる。1 工場の認証が 1 日で完了した場合、約 40～50 万円程度となる。1 回の監査で不適合が出た場合にも、修正書類を審査会社へ送付することで審査通過が可能であり、その場合追加の監査・料金は発生しない。また、審査費用は初回とその後の年次監査で費用の差はない。一方、監査の申込が多くなっており、スケジュールが詰まり期間が延びる可能性も考えられる。

④ RSPO 認証パーム油の調達動向

現状、認証製品において供給量の不足はみられていない。現在 **MSPO** では全生産地の 9 割程度が認証を受けており、**RSPO** では認証量 1400 万トン（2021）に対し、**IP**、**SG**、**MB**、**B&C** の合計では販売量は 1000 万トンに満たない。認証油と認証製品流通が同等でない理由として、認証原料として購入された製品のサプライチェーンが切れてしまいうまく流通していない事例、認証品としての買い手がつかない、などの状況が想定される。また、**RSPO** 認証製品のなかでも **SG** のものは数量が限られている。

今後の **RSPO** 認証製品の供給について、**RSPO** が掲げているハードルは高く、小規模農家への普及は時間を要するとみられる。一方、**MSPO**・**ISPO** は義務制度のため認証取得のハードルを下げしており、現地農家にとっては活用しやすいものとなっている。

⑤ MSPO/ISPO 認証パーム油の認証取得・監査体制

MSPO・ISPO の認証取得にあたっては、会員登録は不要である。MSPO について、認証取得の際には第 3 者認証が実施されており、国家認定機関の認定を受けた監査機関による監査が行われる。生産者認証の申請については、認証比較で記載した土地利用や人権について基準を満たしている旨の書類を提出する必要がある。認証取得には申請から最大半年程度を要する。監査機関によれば、RSPO と比較し審査基準は厳しくないと言われている。認証のフローは RSPO と同様であり、申請書類の提出後、第 3 者認証を経て認証が付与され、その後 5 年に一度監査が求められる。

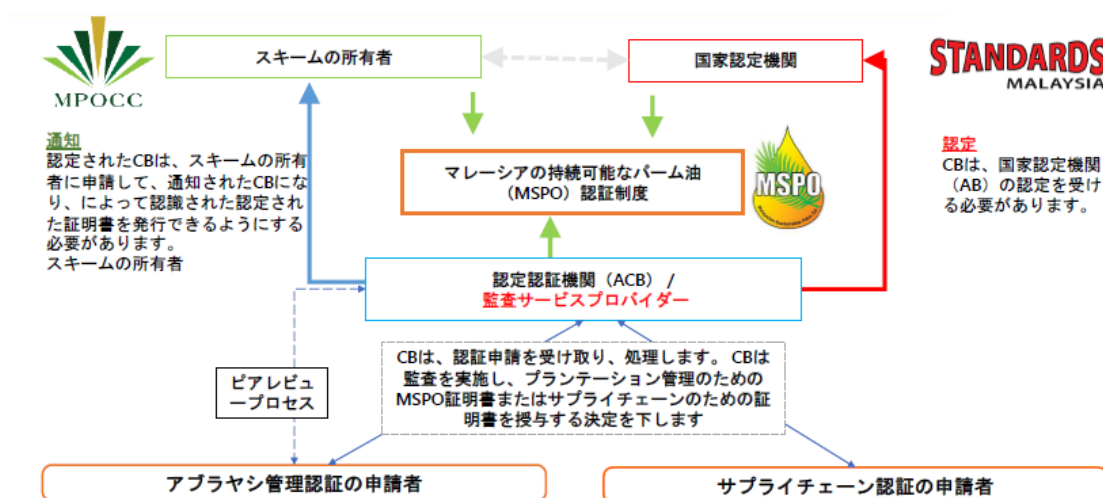
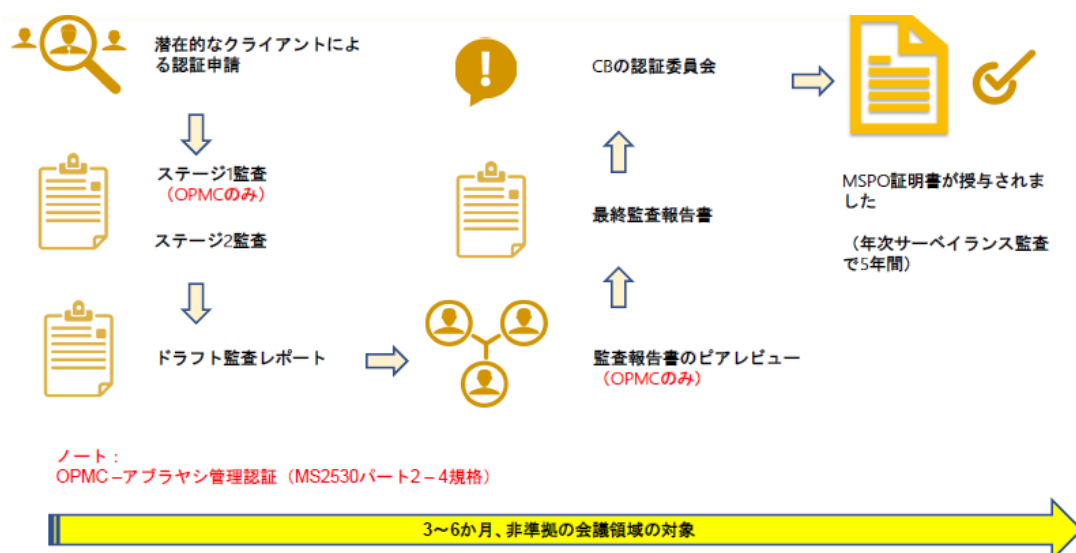


図 2-16 MSPO の制度運営体制²⁷



²⁷ 経済産業省バイオマス持続可能性ワーキンググループ資料「MSPO 認定スキーム」(2021 年 8 月 6 日)

図 2-17 MSPO の審査フロー²⁸

ISPO においても第 3 者認証が行われており、以下のようなステップで認証が行われる。

1. 事業者が ISPO 認証機関（認定を得た第三者機関）に申請
2. ISPO 認証機関が申請内容进行评估
3. ISPO 認証機関が事業者との認証合意書に署名
4. ISPO 認証機関が監査/審査（第 1 段階と第 2 段階）
5. 第 2 段階の審査に基づき ISPO 委員会により決定²⁹

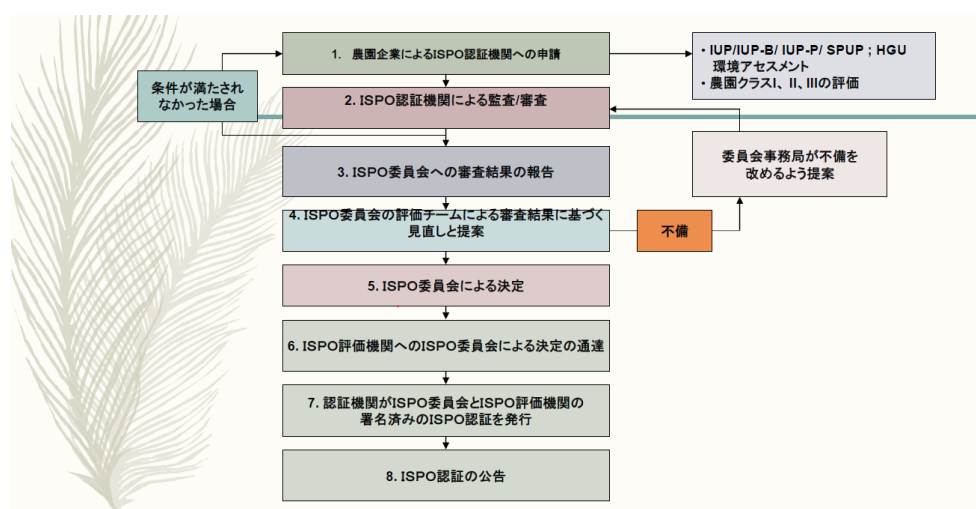


図 2-18 ISPO 認証の流れ(農業大臣規則 No.11/2015,非公式暫定訳)³⁰

(3) 持続可能性に対する評価

① 環境保護団体からの評価

パーム油の生産量は、食品や飼料、バイオ燃料、油脂などの世界的な需要の拡大を反映して増加している。これまでパーム油の増産は、アブラヤシの栽培面積の拡大によって確保されてきたが、今日、熱帯林の原生林や泥炭地の破壊、温室効果ガスの大量放出に伴う気候変動への影響、生物多様性の喪失、土壌、水、大気汚染などの環境問題を引き起こしている。

環境保護団体が発するパーム関連産業に対する指摘の多くは、森林や生態系の破壊に関連するものであるが、団体の考え方によって、活動の内容、アプローチは異なっている。

2010 年頃に国際環境 NGO グリーンピースがネスレをターゲットとして展開していたネガティブ・キャンペーンでは、アブラヤシのプランテーション開発が森林破壊やオランウータンをはじめとした現地固有種の激減等をもたらしていると主張し、「キットカットを食べるのはオランウータンを殺すこと」と述べて、Nestle 製品の不買を国際世論に働きかけた。

²⁸ 経済産業省バイオマス持続可能性ワーキンググループ資料「MSPO 認定スキーム」(2021 年 8 月 6 日)

²⁹ 経済産業省「インドネシア持続的パーム油 (ISPO) 認証制度について」(2020 年 9 月 17 日)

³⁰ 経済産業省「インドネシア持続的パーム油 (ISPO) 認証制度について」(2020 年 9 月 17 日)

同団体は大手グローバル企業を標的にした活動によって社会的影響力を示すことを重視していると考ええる。

世界自然保護基金（WWF）の主張はグリーンピースと大きく異なることはなく、生物多様性の豊かな熱帯林の大規模開発の影響、アブラヤシ農園の開発に伴う森林や泥炭地における火入れの影響、野生生物への影響などを指摘しているが、パーム関連業界とともに 2001 年に RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）を設立するなど、パーム産業のサプライチェーン全体を取り込んでいこうとする意図がみえる。

レインフォレスト・アライアンスは、熱帯地域の森林破壊の 80%が農業によるという認識の下、小規模生産者が新しい肥沃な土地を求めて近隣の森林伐採へと向かうことを防ぐために、彼らの生活レベル向上に主眼をおいている。

（認証制度の設立）³¹

パーム油の原料であるアブラヤシを生産する農園における社会、労働、環境等の持続可能性が問題視される中で、持続可能性に関する基準をクリアしたパーム油を認証し、差別化することで、持続可能な生産方式を採用する生産者を支え、結果として産業全体をサステナブルなものに移行させようという取組が活発化している。

1990 年にはレインフォレスト・アライアンス（Rainforest Alliance）認証が設立され、1994 年には森林管理協議会（Forest Stewardship Council, FSC）認証、2004 年に大豆認証の責任ある大豆に関する円卓会議（Roundable for Responsible Soy, RTRS）認証と持続可能なパーム油のための円卓会議（Roundable on Sustainable Palm, RSPO）認証が始まった。さらに、2005 年にはバイオエタノールの原料となるサトウキビの Bunsucro 認証、2007 年はバイオ燃料認証に関する円卓会議（Roundable for Sustainable Biofuels, RSB）認証とカカオに関する円卓会議（Roundable for Sustainable Cocoa Economy, RSCE）認証がスタートしている。

② 人権保護団体からの評価

2016 年、国際人権 NGO であるアムネスティ・インターナショナルは、シンガポールに本拠を置くプランテーション運営企業ウィルマー社（Wilmar Group）にパーム油を供給している、インドネシアのアブラヤシ農園での労働搾取に関する調査を行い、ウィルマー社および同社のサプライヤーによる、アブラヤシ農園での強制労働、児童労働、性差別、労働者の健康を害する搾取的で危険な労働といった深刻な人権侵害の実態を明らかにした。そして、人権侵害は単独で起きたものではなく、ウィルマー社の子会社とサプライヤーによって組織的に行われていることが判明した。アムネスティは、その結果を「THE GREAT PALM

³¹ 道田悦代「森林と住民生活をどう守るのか？ パーム油スタンダードの影響と課題」、アブラヤシ農園問題の研究 第 8 章

OIL SCANDAL」³²として発表した。ウィルマー社は RSPO のメンバーであることから、RSPO 認証の信頼性を揺るがす報告となった。

アムネスティは、「一つの基準や標準に準拠する取り組みでは、労働者の権利を尊重するには十分ではない。企業は、第三者機関による保証に頼るだけでなく、自分たちでも監査や調査を行うべきである。第三者機関の保証では、自社の顧客や取引先に対して責任を果たすのに必要な知識や確信が得られにくい。」と問題提起し、「パーム油を使った消費財を生産する企業と、そうした商品が販売されている国の政府は、消費者が「認証パーム油」または「持続可能なパーム油」のラベルがついた商品を信頼して購入できるように努めなければならない。現状では、消費者は、確実とはいえない自主的な枠組みに頼らざるを得ない。企業はもっと透明性を高め、政府はそれを企業に求めることによって消費者の関心に応えるべきである。農園主から消費者の手に渡る最終製品を製造するメーカーまで、すべての関連企業が、業界が直面している課題解決のために必要な行動を起こしさえすれば、真に持続可能なパーム油産業を確立できる。」と提言した。

（認証の課題）

近年人権面について、RSPO 認証を取得している企業でも NGO から指摘を受けることが多くなっているという。認証の審査員としては当時の所見で確認を行うため、故意に隠されている場合には確認ができない。認証機関の力量で左右されてしまい、きちんと審査をしない現地の監査機関について問題を指摘されることも多い。故意に現地でのデューデリが曖昧な認証機関を選ぶ企業も存在する。現地では認証機関の数が多く、国際レベルの監査にまで達していない機関もあることが想定される。認証機関も外部監査を受ける立場ではあるため、RSPO 側も認証機関に対する外部監査の水準を上げている様子である³³。

（４） 海外企業等の取組

① Unilever（ユニリーバ）

ユニリーバは、2004 年に設立メンバーとして RSPO に加盟した。「環境負荷を減らし、社会に貢献しながらビジネスを成長させる」という企業ビジョンを実現するために、注力する分野と目標、達成期限を設けた戦略「Unilever Sustainable Living Plan (USLP)」を 2010 年からスタートさせている。「サステナブルなパーム油調達」は、USLP の中でも重要な目標の一つであった。

2013 年には、保護価値の高い森林や炭素貯蔵量の多い土地を転換した新たな農園開発や泥炭地開発の禁止、労働環境や情報開示など、ユニリーバ独自の原則（Principles）を設けた。さらに、2016 年に Sustainable Palm Oil Sourcing Policy（持続可能なパーム油ソーシング方針）を策定し、目標として 2019 年までに調達するパーム油を、RSPO の認証モデル

³² https://www.amnesty.or.jp/library/report/pdf/palm_oil_201702.pdf

³³ Control Union へのヒアリング結果より

であるセグリゲーションなど物理的な認証油 100%にすることを掲げたものの、未達であった。原因として、アフリカにおける RSPO 認定油の供給ができなかったと説明している³⁴。

ユニリーバは、2020 年に新たな戦略「People & Nature Policy」を発表し、その中で、パートナーとの協力を強化し、森林破壊リスクの高い作物（パーム油、紙とボード、紅茶、大豆、ココア）について、2023 年までに森林破壊ゼロのサプライチェーンを達成することを約束した。

② Nestle(ネスレ)³⁵

ネスレはグリーンピースに不買運動を起こされた経験から、パーム油に関連する問題に対してパートナー、サプライヤー、業界の仲間と協力して高い目標を掲げて透明性の向上に取り組んでいる。2020 年時点では、生産量の 96%の搾油工場、70%のプランテーションのトレーサビリティを可能にし、調達量の 85%を認証パーム油にすることができたと発表し、2022 年までに 100%達成を目指している。また、サプライチェーンマッピング、認証制度、衛星によるモニタリング、現場検証などを組み合わせて 70%未満が森林破壊のないと評価された。

パーム油を持続可能に調達する当社のアプローチとして、責任ある調達基準（Nestle Responsible Sourcing Standard）の中に、泥炭地および高炭素貯蔵（high carbon stock, HCS）林の保護のための明確な規定を作成した。これに基づいてサプライヤーに対して遵守を促している。

ネスレは、労働者や児童の人権問題への対応として、2017 年にデンマーク人権研究所(the Danish Institute for Human Rights) や Earthworm Foundation の人権評価スキーム（labor rights assessment）を活用してインドネシアのサプライチェーンを評価し、その結果を踏まえて、2018 年にネスレパーム油人権保護行動計画（Nestlé's Labor Rights Action Plan for Palm Oil）を策定し、実行している。

その他、ネスレは、RSPO の主要メンバーとして、2023 年までに 100%の RSPO 認証油の調達に向けて取り組んでいる。特に SG 認証を優先しており、2020 年には、102,155 千トンの認証パーム油と認証パーム核油（全体の 22%）、118,280 千トンのブック&クレームクレジット（26%）の調達を報告した。

③ General Mills（ゼネラル・ミルズ）³⁶

ゼネラル・ミルズは、アメリカの大手食品メーカーで、一般消費者向けブランド加工食品の製造、販売に加えて、食品サービスや製パン業向けに業務用食材を提供している。

当社は、2010 年にパーム油の 100%を責任ある持続可能な供給源から調達することを約

³⁴ <https://www.unilever.com/planet-and-society/protect-and-regenerate-nature/sustainable-palm-oil/>

³⁵ <https://www.nestle.com/csv/raw-materials/palm-oil>

³⁶ <https://www.generalmills.com/how-we-make-it/healthier-planet/sustainable-and-responsible-sourcing/palm-oil>

束し、2014 年に責任あるパーム油調達に関する声明を発表した。そして、2015 年には RSPO 認定パーム油の購入によりこれを達成し、サプライチェーンの透明性を向上させながら、現在も維持している。

2018 年には声明を更新し、認証パーム油の調達にとどまらず、直接サプライヤーに期待される原則を強化し、業界のベストプラクティスに沿ったものとなる。具体的には、高炭素貯蔵アプローチ（HCS）の応用、焼き畑や新規プランテーション開発の停止、温室効果ガス排出量の段階的削減、ゼネラル・ミルズサプライヤー行動規範の遵守と人権に関する方針の設定、サプライチェーンに小規模企業を含めることである。

④ Kellogg's（ケロッグ）

ケロッグは、2009 年より世界的なパーム油サプライヤーと協力し、森林破壊の防止、社会的に有益で経済的に実行可能な方法で生産された追跡可能なパーム油を調達することに取り組んでいる。

2020 年 2 月には、グローバルパーム油政策を更新し、グローバル森林破壊防止方針（Global Deforestation Policy）を立ち上げた。これは当社のサステナビリティ戦略「Kellogg's Better Days 2030」の原料サプライチェーンの継続的改善に関連づけられている。

現在、当社が使用するすべてのパーム油は、RSPO の B&C、MB、IP、SG の組み合わせを通じて 100%持続可能に供給されているが、最新のパーム油政策では、2025 年末までに 100% MB あるいは SG 認証にするために業界と協力し、需要を増加させ、持続可能な認定パーム油を生産するようサプライヤーにインセンティブを与え続けることを約束している。

⑤ Barry Callebaut（バリーカレボ）³⁷

バリーカレボは、2011 年より RSPO のメンバーであり、取扱うパーム油を全量 RSPO 認証油にすることを目指している。当社は、持続可能なパーム油をさらに前進させるために、パーム油イノベーショングループ（The Palm Oil Innovation Group, POIG）のメンバーに加わった。POIG は、パーム油の生産と森林や泥炭地の破壊、コミュニティや労働者の搾取、気候変動等の諸問題を解決したサプライチェーン構築を目指している。

バリーカレボは、持続可能な生活のための連合（The Coalition for Sustainable Livelihoods, CSL）にも参加している。このコンソーシアムは、インドネシアの北スマトラとアチェで経済発展を促進し、貧困を削減し、天然資源管理を改善することも目的とした新たなイニシアチブである。

³⁷ <https://www.barry-callebaut.com/ja-JP/group/forever-chocolate/sustainable-range/palm-oil>

（５） 関連機関・イニシアチブの取組

① パーム油生産国協議会（CPOPC）³⁸

パーム油生産国協議会（Council of Palm Oil Producing Countries, CPOPC）は、パーム油生産国のための政府間組織である。小規模農家の所得水準の向上、貧困撲滅、雇用創出といったパーム産業の持続的な発展を目的として、世界最大のパーム油生産国であるインドネシアとマレーシアの相互協力によって設立された。現在、アフリカ、中米、アジア太平洋地域の他のパーム油生産国を招待している。

2021 年 12 月には、「持続可能なパーム油の世界的な枠組み原則（GFP-SPO）」を発足させた。GFP-SPO では、「持続可能な開発目標（SDGs）」に向けた持続可能なパーム油の生産における認証計画の一般的な指針になることを目標としている³⁹。

CPOPC によると、この枠組みによって、生産国にとってパーム油が SDGs の実現に貢献し、パーム油が植物油の持続可能な基盤になるための評価することができると述べている。ISPO や MSPO などの認証制度が拡大するにあたり、将来の指針における参照として用いられることを期待している。

② 消費財フォーラム（CGF）⁴⁰

消費財フォーラム（The Consumer Goods Forum, CGF）は、消費財の小売業と製造業が連携した組織で、70 カ国の約 400 の小売業者、製造業者、サービスプロバイダー、その他の利害関係者が参加している。世界の小売業者と消費財メーカーが他の主要な利害関係者と協力して消費者の信頼を確保し、効率性の向上を含むポジティブな変化を推進するのを支援している。

2015 年 8 月には、持続可能なパーム油調達ガイドライン（Sustainable Palm Oil Sourcing Guidelines）を発表し、企業がパーム油をより持続可能に調達するための独自の方針を設計するのを支援することを目的としている。

2021 年 1 月に、パーム油産業における人権保護に関する共同声明「人権連合－強制労働を終わらせるための取り組み（Human Rights Coalition, HRC）」を発表して取組をスタートさせた。具体的には、パーム油サプライチェーンにおける強制労働に焦点を当てた人権デューディリジェンス（Human Rights Due Diligence, HRDD）システムを実施すること、雇用創出をサポートすること、全ての関係者に対する周知徹底を支援し、強制労働の排除を共同で促進することである。

③ パーム油コラボレーショングループ（POCG）⁴¹

パーム油コラボレーショングループ（Palm Oil Collaboration Group, POCG）は、ペプ

³⁸ <https://www.cpopc.org/>

³⁹ <https://indonesia-palm.com/news/latestnews/produce/2024>

⁴⁰ <https://www.theconsumergoodsforum.com/>

⁴¹ <https://palmoilcollaborationgroup.net/home>

シコとカーギルが中心となって組織した生産者、精製業者、トレーダー、製造業者、小売業者を含むパーム油サプライチェーンのすべての段階から 30 社以上で構成されているグループで、森林破壊や泥炭地開発、労働者からの搾取（No-deforestation, No-peat and No-exploitation, NDPE）の根絶をうたっている。

④ パーム油イノベーショングループ（POIG）⁴²

パーム油イノベーショングループ（The Palm Oil Innovation Group, POIG）は、RSPO に基づいて構築された信頼できる検証可能なベンチマークを開発し、それを共有し、イノベーションを創出し、促進することによって、サプライチェーンの主要企業による、責任あるパーム油サプライチェーンを実現するためのイニシアチブである。

POIG に参加するメンバーは、POIG は、森林破壊、泥炭地の開発拡大を防ぎ、労働者の人権を保護し、気候変動を制限する POIG 憲章に準拠して事業を行う必要がある。RSPO の SG 認証オイルの 100%調達を目指し、活動を推進している。

⁴² <http://poig.org/>